

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号。以下「県税条例施行規則」という。）第3条から第5条まで、第9条、第12条（第2号及び第3号を除く。）、第13条から第34条まで（第21条並びに第34条第1項の表の1の項から3の項まで、9の項及び39の項並びに第3項を除く。）及び第35条の規定は産業廃棄物税の賦課徴収について、県税条例施行規則第6条、<u>第36条から第38条までの規定は産業廃棄物税の犯則事件の調査及び処分について準用する。</u></p> <p>(換算係数)</p> <p>第7条 条例第11条第2項に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる換算係数を産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。</p> <table border="1" data-bbox="148 1238 770 1288"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 この表の1の項から4の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。<u>以下「廃棄物処理法」という。</u>）第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油及び廃プラスチック類とし、同表の5の項から8の項まで及び10の項から16の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第2条第1号から第4号まで及び第5号から第11号までの各号に掲げる廃棄物とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業廃棄物税の更正等の通知)</p> <p>第19条 地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知は、別に定める様式による<u>産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書</u>により行うものとする。</p>	[略]	<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号。以下「県税条例施行規則」という。）第3条から第5条まで、第9条、第12条（第2号及び第3号を除く。）、第13条から第34条まで（第21条並びに第34条第1項の表の1の項から3の項まで、9の項及び39の項並びに第3項を除く。）及び第35条の規定は産業廃棄物税の賦課徴収について、県税条例施行規則第6条<u>及び</u>第36条から第38条までの規定は産業廃棄物税の犯則事件の調査及び処分について準用する。</p> <p>(換算係数)</p> <p>第7条 条例第11条第2項に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる換算係数を産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1238 1457 1288"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 この表の1の項から4の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油及び廃プラスチック類とし、同表の5の項から8の項まで及び10の項から16の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第2条第1号から第4号まで及び第5号から第11号までの各号に掲げる廃棄物とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業廃棄物税の更正等の通知)</p> <p>第19条 地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知は、別に定める様式による<u>産業廃棄物税更正・決定等通知書</u>により行うものとする。</p>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。